由利本荘市にお住まいの方で未熟児養育医療給付申請される皆様へ
（手続きのご案内）

未熟児養育医療給付の申請には、次の書類の提出が必要となります。

提出書類がそろいましたら、由利本荘市役所健康づくり課（本荘保健センター）又はお住まいの地域の総合支所市民サービス課へ提出のうえ、申請をしてください。

また、医療費について家族の所得に応じて自己負担額が発生しますので、次に掲げる（４）と（５）について、ご確認のうえ、必要書類を必ず提出してください。

【提出書類】

（１）「養育医療給付申請書」

（２）「養育医療意見書」（指定養育医療機関の担当医師が記入）

（３）「世帯調書」

※この書類は、世帯構成と就業状況を確認する書類です。必要事項（申請者氏名と対象となる患者児童名、世帯構成員名、性別、続柄、生年月日及び職業）を必ずご記入ください。

（４）市町村民税の課税状況を確認できる次の①又は②の書類

①「課税証明書」

②「市民税・県民税の決定通知書」

●申請月及び提出書類の種類により提出書類の年度が異なりますので、ご注意ください。

・課税証明書提出の場合

（申請月が４月～6 月の場合･･･申請年度の前年度分
申請月が７月～3 月の場合･･･申請年度分）

※（３）の世帯調書に記載された扶養義務者（子供さんのご両親、祖父母）の分が必要となります

※申請年の１月１日現在、他市町村に住所があった方は、そちらの市町村が発行する課税状況を証明する書類を提出してください。

※生活保護法による被保護世帯（者）の場合は、被保護世帯（者）であることを照明する書類を提出してください。

◎ただし、マイナンバー法に基づいた地方税情報の取得に関する同意【（１）養育医療給付申請書の裏面「同意書」への自署】をいただければ提出を省略できます。

（５）「委任状」

※（４）の書類をもとに、市へ納付していただく自己負担額が算定されます。本来は、①市へ自己負担額を納付していただき、②後日福祉医療への申請により、納付金額が払い戻しされることになりますが、**この委任状を提出いただくことで、①及び②の申請者の手続きを、市で代わりに事務処理をさせていただくものです。**趣旨をご理解のうえ、委任状を提出ください。

（６）「福祉医療費受給者証」及び「医療保険証」の写し

※市民課から福祉医療費受給者証が交付されましたら、医療保険証と福祉医療費受給者証の写しを提出してください。（福祉医療費受給者証申請手続きの際は、医療保険証が必要となります。）

（７）個人番号（マイナンバー）確認と身元確認のための書類

受付時、番号確認と身元確認をさせていただきます。

【番号確認と身元確認の方法】

ｉ）個人番号カードの場合

１枚で個人番号の確認と身元確認が可能です。

ⅱ）個人番号カードを取得していない場合

通知カードと、免許証かパスポート等で確認を行います。

ⅲ）通知カードを紛失している場合

住民票（マイナンバー付）と、免許証かパスポート等で確認を行います。

【給付決定とその他注意事項について】

１．申請書類受理後、申請内容が給付条件を満たしているか審査し、審査結果をお知らせいたします。（給付が決定された場合、「養育医療券」を申請者及び指定養育医療機関へ送付いたします。）

２．入院先でのリネン代やおむつ代等は、養育医療の給付対象外ですので、直接、医療機関窓口へお支払いください。

☆不明な点や疑問点等ございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください☆

＜　申請受付窓口及びお問い合わせ先　＞

健康づくり課（本荘保健センター）	TEL：２２－１８３４
矢島総合支所市民サービス課	TEL：５５－４９５９
岩城総合支所市民サービス課	TEL：７３－３６１２
由利総合支所市民サービス課	TEL：５３－２１１３
大内総合支所市民サービス課	TEL：６５－２８１０
東由利総合支所市民サービス課	TEL：６９－２１１８
西目総合支所市民サービス課	TEL：３３－４６１３
鳥海総合支所市民サービス課	TEL：５７－３５０３